

令和3年3月23日

建設業者団体の長殿

農村整備課長
森林整備室長

不調不落対策に関する長崎県の緊急措置について（農林部工事関係）

今年度の不調不落対策については、長崎県ホームページでお知らせしている
とおり、「不調不落対策に関する長崎県の緊急措置について（工事関係）」
（令和3年1月15日、建設企画課長）により令和3年2月1日から措置を講じて
いるところですが、令和3年4月1日より農林部工事における一部の対策を見直
すこととしますので、下記のとおりお知らせします。

記

○農林部の土木一式工事における総合評価の評価基準の変更

農林部における受注状況の評価において、農林部工事のみの当該年度の受
注件数による評価としているが、この評価基準における件数の区分を変更す
る。

※上記については、不調不落対策として一定の効果が得られるまでの時限的な
措置とします。